

平成31年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(社会保障関係)

平成30年7月27日

全国知事会

【社会保障関係】

社会保障は、国の制度と地方における取組が一体となってサービスが提供されている。持続可能な社会保障制度の構築のためには、国と地方が信頼関係を保ち、それぞれの適切な役割分担の下で、互いに協力しながら取組を進めていかなければならない。

地方においては、それぞれが地域の実情を踏まえ、工夫を凝らしつつ、生活の質(QOL)の向上を図りながら社会保障に係る負担の適正化を図る取組とともに、働きながら子育てしやすい環境づくりなどの働き方改革や若者の就労支援など「支える側」を強くするための取組が行われている。全国知事会としては、こうした各都道府県の先進・優良事例をお互いに学び、幅広く横展開する取組を開始することとした。

国においては、都道府県が地域における「予防・健康・医療・介護」に係る幅広い役割を担う「保健ガバナンスの強化」を求めているが、国としての責任ある立場を強く自覚し、現実に生じる深刻な課題への対応を地方に転嫁することがないよう、地方の意見を十分に尊重し、真に住民への責任を果たし得るよう、次の事項について適切かつ真摯に対処するよう要望する。

また、社会構造の変化にも対応しながら、全世代型の社会保障制度を構築していく中において、平成31年(2019年)10月に実施される消費税率引上げによる増収分については、社会保障の充実・安定化に向けた財源に確実に充当するとともに、平成29年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ(以下「政策パッケージ」という。)」の実施に際しては、地方と十分に協議し、地方において必要となる安定財源を国の責任において確保されるよう、併せて要望する。

1 超高齢社会への対応について

(1) 地域包括ケアシステムの構築等

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、医療・介護の体制整備が急務となっているが、中山間地域や離島をはじめ、国民が住んでいる地域によって、提供される医療・看護、介護・リハビリテーション、保健・福祉サービスなどに格差が生じることのないよう、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、引き続き基盤整備や人材確保のための支援を行うこと。

(2) 持続可能な介護保険制度に向けて

保険者機能強化推進交付金の財源として調整交付金を活用することが検討されているが、調整交付金は、保険者の責めによらない要因により生じる保険料の水準格差を全国ベースで標準化するために交付されるものであることから、保険者機能強化推進交付金は調整交付金とは別枠で措置すること。

また、消費税率10%への引上げに際しては、「社会保障・税一体改革」による第1号被保険者の保険料に係る低所得者軽減強化を確実に実施すること。

(3) 介護人材の確保

「政策パッケージ」に介護人材の処遇改善が盛り込まれているが、介護人材の確保は依然厳しい状況にある。引き続き、介護職への理解促進とイメージアップ

を図るとともに、多様な人材（外国人を含む）の確保対策やキャリアパスの確立等による介護サービスの質と量の確保、さらにはロボット技術・ICTの活用等による業務の効率化等による介護従事者の負担軽減に向けた実効性のある施策を強力に推進すること。

2 少子化対策の推進について

少子化の克服は我が国における喫緊の国家的課題であることから、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目ない支援により、次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つことができるよう、地域少子化対策重点推進交付金や不妊治療への支援、子育て世代包括支援センターへの財政支援など子ども・子育て支援施策等の更なる充実・強化を図ること。

「政策パッケージ」に盛り込まれている待機児童の解消に向けた受け皿の整備や、認可外保育施設及び一時預かり事業等を含めた幼児教育・保育の無償化等の実施に当たっては、地方自治体に実質的な負担を新たに生じさせることなく、国の責任において着実に推進すること。

また、保育士等の確保も厳しい状況にある中、受け皿の整備に伴い、更に多くの保育士等の確保が必要となることから、引き続き処遇改善や潜在保育士の再就職支援等を推進するほか、保育の質を確保するための研修体制整備等に対する支援の充実を図るとともに、処遇改善加算の認定事務の簡素化や施設整備交付金の一本化などを進めること。

さらに、多子世帯やひとり親世帯等に配慮し、多子世帯に有利な税制等を構築するほか、「小1の壁」をなくし、切れ目なく子育て家庭を支援するため、放課後児童クラブの待機児童の解消と合わせて利用料を無償化するなど、より一層経済的負担の軽減を図ること。

あわせて、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、未就学児に限らず、すべて廃止するとともに、国の責任において、子どもの医療に関わる全国一律の制度を創設すること。

加えて、日本版「パパ・クォータ制」の導入の検討も含めた育児休業制度の拡充など、男性の家事・育児参画の促進と、出産や子育てを理由に休職・退職したとしても、希望すれば確実に復職、再就職できる予見可能性のある仕組みの構築など、キャリア形成に対する支援の拡充を図り、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進すること。

3 障害保健福祉施策の推進について

(1) 障害者総合支援法等について

改正障害者総合支援法が平成30年度から完全施行されたが、施行状況を踏まえた運用の見直しや必要な財政支援等を講じること。

また、医療的ケアが必要な障害児への支援や地域の実情を踏まえた福祉サービスの継続的かつ安定的な提供について、財政措置を含め適切な措置を講じること。

あわせて、社会福祉施設等整備事業や、地域生活支援事業等に要する十分な財政支援措置を講じること。

さらに、手話言語法の制定など、障害者に対する多様なコミュニケーション支援の充実のための法整備を図ること。

(2) 精神障害者の地域生活支援について

各自治体が可能な範囲で積極的に精神障害者の退院後支援を進められるよう、平成30年3月にガイドラインが示されたところであるが、都道府県等の円滑な運用に向けて必要な支援を行うとともに、精神科救急医療の体制整備等も含め財政措置を十分に講じること。

また、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進が求められているが、対策を充実させるための体制整備や必要な財政措置を講じること。

4 貧困対策の推進について

平成30年度に改正された生活保護制度や生活困窮者自立支援制度が順次施行されていくが、その施行状況や国が実施した相対的貧困率の調査結果等を踏まえ、実効性のある貧困対策をより一層推進するため、財源を確実に確保するとともに、必要に応じ改めて制度の見直しを行うこと。

特に、生活保護制度については、全国一律のセーフティネットとしての機能が十分に発揮されるよう、生活保護基準の見直しによる生活保護受給者の生活に対する影響を検証するなど、不断の見直しを行うこと。

5 厳しい環境にある子どもたちへの支援について

平成27年12月の「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を踏まえ、ひとり親家庭の就労形態の転換促進や児童養護施設等の子どもたちの自立支援の充実等、特に厳しい環境におかれた子どもたちへの支援等の抜本強化を図るとともに、「地域子供の未来応援交付金」の当初予算規模の拡大を含め、施策の充実のために必要な財政措置を講じること。

とりわけ、「平成28年度全国ひとり親世帯等調査結果」において、母子世帯の依然として厳しい経済状況が明らかとなった。養育費にいたっては、母子世帯の約4分の1しか受けていない状況を踏まえ、実効性のある養育費確保方策を講じられたい。

特に、生活困窮世帯の子どもたちに対する学習支援については、「政策パッケージ」においても高等教育の無償化が盛り込まれているが、「貧困の連鎖」を断ち切る手段として重要であることから、国庫補助の事業費上限額の撤廃と国庫補助率の引上げを図るなど引き続き必要な支援を行うこと。

また、増加する児童虐待に児童相談所が対応するため、平成31年度（2019年度）が最終年度である「児童相談所強化プラン」及び「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」での議論を踏まえ、児童相談所の体制及び専門性の一層の強化に向けた人材の確保・育成を図るとともに、そのための財政支援策を講じること。とりわけ、児

童心理司については、政令により配置基準を定めること。

さらに、都道府県は、「新しい社会的養育ビジョン」を踏まえた都道府県計画の見直しを進めているところであるが、このビジョンの理念の実現に向けて必要な財源を確保するとともに支援制度の充実を図ること。また、社会的養育推進の必要性について広く国民に対し周知すること。

6 地域共生社会の実現に向けて

地域共生社会の実現に向けて、国において地域課題の解決力強化のための体制整備・普及のための支援方策に係る検討を行うに当たっては、真に必要な公的支援を地域住民に肩代わりさせることのないよう留意するとともに、十分な財源措置を行うこと。

また、本来、国の役割である矯正施設退所予定者及び退所者等の社会復帰等を支援する地域生活定着促進事業に基づく取組についても、着実な施策の運営が確保されるよう国の責任において十分な財政措置を講じること。あわせて、再犯防止施策については、国において主体的に取り組むとともに、再犯防止推進計画の具体的内容を明確にし、地方公共団体の意見を十分に踏まえた上で取組を進めること。

さらに、内閣府が中高年のひきこもりに係る実態調査を行うが、調査の結果を十分に分析した上で、39歳以下も含め当事者の状況に応じた支援体制の構築や地方の支援の実施等に係る必要な支援等を行うこと。

7 地域医療体制の整備等について

(1) 地域の医療提供体制の維持・確保

都道府県は、地域医療構想に基づき、2025年に向けて病床機能の分化・連携を進め、高度急性期から慢性期及び在宅医療等に至るまで、それぞれの医療機関等が十分に機能し、患者がどの地域に住んでいても必要な時に必要な医療が受けられる医療提供体制の整備に向け協議を進めている。

地域の医療提供体制の維持・確保には、地域医療介護総合確保基金や医療提供体制推進事業費補助金等が重要な役割を果たしていることから、将来にわたり必要な財源を確保するとともに、地域の実情に応じて柔軟に活用できるよう見直すこと。

また、自治体病院等については、救急医療・へき地医療など地域において重要な役割を果たしているその使命に鑑み、安定した地域医療の確保が実現されるよう、経営の効率化や医療体制の整備について、実態を踏まえ必要な支援策の充実を図ること。

さらに、社会保険診療に係る消費税の取扱いについては、平成30年度税制改正大綱において、「平成31年度税制改正に際し、税制上の抜本的な解決に向けて総合的に検討し、結論を得る」とされたが、患者負担の増加や医療機関の経営実態等を十分に考慮した上で、地域医療体制確保の観点から、速やかにかつ確実に対策を講じること。

(2) 医療人材の確保

国においては、医師の地域偏在解消に向けた医療法及び医師法の改正を行ったところであるが、引き続き医学部地域枠の在り方や医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消等地域医療確保に向けた施策を強力に推進すること。なお、改正医療法において、都道府県による「医師確保計画」の策定等が盛り込まれているが、制度の施行に当たっては、都道府県と十分に協議すること。

また、改正医師法により臨床研修病院の指定は都道府県知事の権限で行うこととなったが、全国的な医療の質の担保のためには、国の関与が必要不可欠であることから、指定基準の提示等都道府県に対する技術的支援を講じること。

さらに、平成30年度から開始された新たな専門医制度については、サブスペシャリティ領域の研修のあり方を含め、国と一般社団法人日本専門医機構の責任において、制度開始後の地域医療に対する影響を検証することと併せて、都道府県に十分な情報提供を行い、その意見も踏まえ、専門医の質の向上と地域医療の確保が両立できる制度として機能するよう、必要に応じて運用の見直し等を行うこと。

あわせて、各都道府県における看護職員の需給推計に基づく取組を支援するとともに、医療従事者の養成・確保や資質向上に係る環境整備を強力に推進すること。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の効率的な備蓄

国の備蓄方針に基づき、国及び都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄（行政備蓄）について、使用期限の経過により大量に廃棄処分されているため、新薬及び後発医薬品の出現により想定される「平時における市場流通量」並びに「パンデミック時におけるメーカーの放出能力」の増大等の環境変化を踏まえ、メーカー及び卸売業者による備蓄（流通備蓄）を増加させるとともに、行政備蓄の削減を図り廃棄処分を最小限にするよう、運用体制を効率化すること。

8 医療保険制度改革の推進について

(1) 医療保険制度について

将来にわたって持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るため、国の財政責任の下、地方と十分な協議を行いながら医療保険制度改革等を着実に行うこと。

国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となったが、新制度の運用状況を鑑み、不断の検証を行いながら国保制度の安定化を図られるよう必要な見直しを行うとともに、平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定により確約した財政支援について、今後も国の責任において確実に実施すること。また、国民健康保険制度の抱える構造的な課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、平成31年度以降もその機能を引き続き維持すること。

さらに、医療保険制度間の公平と今後の医療費の増嵩に耐え得る財政基盤の確立を図るため、子どもに係る均等割保険料軽減措置の導入や国定率負担の引上げ等様々な財政支援の方策を講じるとともに、すべての子ども、重度心身障害者（児）、ひとり親家庭等に対して、現物給付による医療費助成を行った場合の国

民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止すること。

また、後期高齢者医療制度における窓口負担については、各保険者からの意見も踏まえたうえで、制度設計者である国の責任において、必要な医療へのアクセスが阻害されることのないよう、特に低所得者に十分配慮した制度の在り方を検討すること。

加えて、すべての医療保険制度の全国レベルでの一元化に向けた具体的道筋を提示すること。

(2) 医療費適正化の推進について

医療費適正化の推進については、国はその役割と責任を果たした上で、都道府県が保険者協議会を通じて、医療費適正化の取組が円滑かつ効率的に実施できるよう、都道府県におけるデータ分析・活用のための環境整備、体制強化及び人材育成に係る必要な支援を行うとともに、国民や医療機関等の理解促進に向けた啓発を行うこと。特に、保険者協議会の運営を実効性のあるものとするため、協議会の運営や事業に要する財政措置を講じること。

また、国保レセプト情報等については、都道府県が保険者として住民の健康増進等のために活用できるよう、法的に位置づけること。

さらに、高齢者の医療の確保に関する法律第14条に基づく地域独自の診療報酬について、都道府県の判断に資する具体的な活用策の在り方を検討するにあたっては、国として、地域独自の診療報酬の妥当性及び医療費適正化の実現に向けた実効性に係る検討を、各都道府県の意見も踏まえ、慎重かつ適切に行うこと。また、都道府県がそれぞれの地域の実情を踏まえながら進めている医療費適正化のための取組の状況等に配慮し、その意見を十分に聞き尊重すること。

9 健康づくりの推進について

(1) 健康長寿社会の実現

健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸に向けた取組等国民の生涯にわたる健康づくりを積極的に推進すること。

日本健康会議において採択された「健康なまち・職場づくり宣言2020」を受け、政府において具体的な施策を検討されているが、地方自治体における自発的な取組につながるよう、地方の意見を十分に聞くこと。

受動喫煙防止対策の強化については、制度の円滑な運用が可能となるよう、国民に対し制度の十分な周知を図るとともに、都道府県等に対し必要な財政的・技術的支援を行うこと。

国においては、2020年の保健医療プラットフォームの本格稼働を目指し、データの利活用に向けた取組が進められているが、データを有効活用し、施策の企画立案に生かせるよう人材育成等に係る支援を行うこと。

(2) 疾病予防対策の推進

難病患者の社会参加のための施策を充実させるため、福祉・介護サービス等の拡充などによる、総合的・包括的な支援をより一層推進するとともに、新たな医療提供体制の整備に向けて、必要な財政措置を講じること。

また、第3期がん対策推進基本計画に基づき都道府県計画を見直したところで

あるが、効果的・効率的な受診勧奨を実施するため、特定健診と同様に検診実施者の役割や検診対象者等を法的に明確に位置付けること。

あわせて、がん検診受診率向上のため、がん検診の実施者である保険者、事業者、検診機関及び市町村間での、職域におけるがん検診の対象者数や受診者数等の情報共有を可能とする体制の整備や仕事と治療の両立等各種取組が円滑に実施できるよう、必要な支援を行うこと。

10 人権の擁護に関する施策の推進について

すべての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会を実現させるため、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進するとともに、インターネットを利用した差別表現の流布等、様々な人権に関わる不当な差別その他の人権侵害事案に対応するため、早急に、実効性のある人権救済制度の確立に努めること。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、国による啓発・知識の普及を図るための取組等をより一層推進するとともに、その施行状況について検討する等、実効性のある対策を講じること。あわせて、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチの解消に向けて、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づき、実効性のある対策を講じること。

加えて、部落差別の解消に向け、「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく国の施策（相談体制の充実、教育・啓発、実態調査）について、その内容や国と地方の役割分担の考え方、スケジュール等を早急に明らかにするとともに、相談体制や教育・啓発、地域交流等の拠点となる隣保館事業の充実に対する支援を含め、実効性のある対策を講じること。

これら、新たに法が制定された人権問題はもとより、児童・高齢者・障害者等に対する虐待、子ども同士のいじめや女性への暴力、LGBT等への理解促進等の様々な人権課題について、全国の地方公共団体は、地域の実情に応じて取り組んでいるところである。これらの法整備を進めてきた国において、その責任を果たすよう、予算の充実確保や普通交付税・特別交付税の措置など、必要な財政措置等を行うこと。

11 旧優生保護法に基づく優生手術への対応について

旧優生保護法下で実施された本人の同意を要しない優生手術は全国で約 1 万 6,000 件あまりにも上る。国においては、統一的な方針のもと、優生手術の状況について、早急に民間の施設等を含めた実態の把握に努めるとともに、各都道府県等に対する「旧優生保護法に関連した資料等の保有状況等調査」の結果等を踏まえ、国の責任において、速やかに必要な救済措置を講じること。